

平成31年 2月28日

平成31年第 1 回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

目 次

I 「かながわグランドデザイン 第2期実施計画 点検報告書（案）」について	1
II 市町村の持続可能な行政サービスの提供に向けた取組について	4
III 県有施設の見直しに係る整理について	6
IV 平成30年度環境農政局所管公共事業評価の実施結果について	11
V 神奈川県環境基本計画進捗状況点検について	17
VI 気候変動適応法の施行に伴う対応について	29
VII 水質汚濁に係る環境基準の類型指定等について	31
VIII 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正に係る基本的な考え方について	35
IX 「かながわプラごみゼロ宣言」に係る取組について	40
X 鳥獣被害対策の取組について	42
XI 森林環境税及び森林環境譲与税の創設に伴う対応について	50
XII 神奈川県都市農業推進条例の改正素案に係る審議会意見について	54
XIII かながわ里地里山保全等促進指針の改定案について	55

I 「かながわグランドデザイン 第2期実施計画 点検報告書（案）」について

1 趣旨

平成27年7月に「かながわグランドデザイン 第2期実施計画」（以下「第2期実施計画」という。）を策定し、計画を推進してきたが、30年度は「第2期実施計画」の計画期間の最終年度となる。

政策のマネジメント・サイクルでは、計画の最終年度において、政策全般について点検を行うこととしている。

また、「かながわグランドデザイン 基本構想」（以下「基本構想」という。）についても、状況の変化に応じて総合的に点検を行うこととしている。

そこで、「基本構想」及び「第2期実施計画」の点検を行い、神奈川県総合計画審議会の審議を経て、その点検結果について、県民との情報共有を図るため、「かながわグランドデザイン 第2期実施計画 点検報告書（案）」（以下「点検報告書（案）」という。）としてとりまとめた。

2 経過

- ・ 平成30年6月開催の神奈川県総合計画審議会で、「『第2期実施計画』点検基本方針」を審議、了承された。
- ・ 平成30年11月開催の神奈川県総合計画審議会で、「点検報告書（素案）」を審議、了承された。
- ・ 平成30年12月21日から平成31年1月21日まで「点検報告書（素案）」に関する県民意見募集等を実施した。
- ・ 平成31年2月開催の神奈川県総合計画審議会で、「点検報告書（案）」を審議、了承された。

3 「点検報告書（案）」の概要

(1) 「基本構想」の点検

「基本構想」とりまとめ以降の社会環境の変化を、客観的な統計や指標により把握したところ、少子化、高齢化や人口動向などに関し、とりまとめ時に整理した社会環境の変化の傾向が継続しており、引き続き基本目標に向けた取組を進めていく必要がある。

(2) 「第2期実施計画」の点検

ア プロジェクトの点検

23のプロジェクトごとに、次のとおり点検を行った。

- ・ 「総合分析」として、プロジェクトのねらいに向けた取組の全体像を整理した。
- ・ 「数値目標の達成状況」として、計画期間4年分の達成状況を示すとともに、その要因を分析した。また「主な取組みと成果」として、4年間の主な取組と成果を明らかにした。
- ・ 「プロジェクトをとりまく状況」として、プロジェクトに関連する社会環境の変化を整理し、そうした社会環境の変化などを踏まえ、今後検討していくべき課題や方向性について、「今後に向けた検討事項」として整理した。

イ 主要施策の点検

政策分野別、地域別に4年間の取組状況を整理し、特に地域別については実施した主な事業箇所を地図上に示した。

ウ SDGsを座標軸とした検証

県の施策がSDGsとどのように関連しているかを把握するため、主要施策とSDGsの関係を整理した。

4 県民意見募集等

県民からの意見を募集するとともに、市町村に対して意見照会を行った。

(1) 実施期間

平成30年12月21日～平成31年1月21日

(2) 実施方法

ア 周知方法

県のたより・県ホームページへの掲載、県機関・県内市町村・県内図書館等での概要版（パンフレット）の配架等

イ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、インターネットメール等

(3) 意見数

138件（うち県民125件、市町村13件）

ア 分野別の件数

分野	件数	分野	件数
エネルギー・環境	9件	教育・子育て	14件
安全・安心	12件	県民生活	36件
産業・労働	22件	県土・まちづくり	23件
健康・福祉	16件	計画全般（その他）	6件
合 計			138件

イ 主な意見

- ・ 食品の廃棄が多いので、ただ捨てるのではなく、リサイクル等が必要である。
- ・ 高齢化や人口減少の中で、地域の防犯を強化する必要がある。
- ・ 観光施策では、宿泊を推進する必要がある。
- ・ 若い頃から未病を意識するよう促す必要がある。
- ・ 仕事と子育てが両立できる環境づくりが必要である。
- ・ オリンピック終了後もスポーツを盛り上げていく必要がある。

ウ 反映状況

区分	件数
点検報告書（案）に反映しました	60件
既に取り組んでいます	31件
今後の取組の参考とします	46件
反映できません	1件

5 今後のスケジュール（予定）

平成31年3月 「第2期実施計画 点検報告書」公表

《参考資料1》

かながわグランドデザイン 第2期実施計画 点検報告書（案）

Ⅱ 市町村の持続可能な行政サービスの提供に向けた取組について

1 目的

人口減少・超高齢社会の到来により、自治体を取り巻く環境が変化する中で、市町村が将来にわたり行政サービスを持続的に提供できるよう、「権限移譲のあり方」、「専門人材の確保等」、「公共施設の老朽化対策」について、市町村の課題認識も踏まえて県内各地域の特性に応じた検討を行い、今後の取組につなげることとした。

2 経過

平成30年5月	市長会議及び町村長会議において取組の考え方を説明・意見交換
6～12月	県・市町村間行財政システム改革推進協議会の下に企画部会を設置 ワーキンググループ等における検討
平成31年2月	検討結果のとりまとめ

3 取組内容

(1) 権限移譲のあり方

ア 検討プロセス

処理件数が極端に少ない事務や、専門人材不足により事務執行に支障を来す事務等について、市町村と意見交換を行うとともに、アンケート調査を実施し、回答のあった事務のうち、現時点で見直し対象とすることができる事務を中心に、個別に課題別ワーキング等を開催し、事務ごとの対応を検討した。

イ 当面の主な取組

住民の利便性向上や事務の効率化等に資する市町村への権限移譲は、引き続き推進する一方で、市町村単位では事務発生件数が極端に少ない権限や、専門人材の確保・育成が困難で、今後の事務執行に支障を来す権限等については、事務処理特例条例の改正による移譲事務の県への引上げや県への事務委託も含めて検討する。

また、社会経済情勢の変化に伴い、必要性や意義が薄れている事務事業について、事務を担う市町村の意向も踏まえて廃止等を国へ提案する。

ウ 今後の対応

市町村との協議が整った事務権限から事務処理特例条例の改正等を行い、平成32年度以降、順次見直しを行う。

(2) 専門人材の確保等

ア 検討プロセス

県・市町村それぞれの実務担当者や市町村人事主管課等と意見交換を行い、市町村の個別の取組では対応が困難な専門人材の採用や育成等について、県による補完の方策を検討した。

イ 当面の主な取組

県の保健師・土木職等の専門職員の派遣を希望する市町村に対し、中長期的に可能な限り県から職員を派遣するため、必要な専門人材を県において計画的に採用するとともに、一定以上の職務経験を持つ職員を、市町村の費用負担によりローテーションで派遣する。

また、市町村の多様な交流ニーズに対応するため、既存の職員交流の仕組みを柔軟に活用するとともに、県職員向けの研修に参加する機会を市町村にも提供する等により、人材育成方策の強化を図る。

ウ 今後の対応

専門人材等の採用については、市町村の派遣希望を把握した上で県の職員採用計画に反映し、最短で平成32年度からの実施を目指す。

その他の取組については、準備が整い次第速やかに実施する。

(3) 公共施設の老朽化対策

ア 検討プロセス

県・市町村の施設関係担当者を対象とした研修及び情報交換を行うとともに、国との間で、市町村の公共施設の更新に向けた計画に関する情報や、全国の施設マネジメントに向けた取組事例を共有した。

イ 当面の主な取組

合築等のタイミングを逃すことのないよう、県市町村課に相談窓口を設置し、国・県・市町村のつなぎ役となるとともに、相談のあった案件ごとに、関係市町村等との調整を行う。

また、国・県・市町村が構成員となる連絡会議を設置し、県内の公共施設に係る情報交換や、施設マネジメントに関する研修・意見交換を定期的に行う。

ウ 今後の対応

相談窓口や連絡会議の設置は、平成31年度前半に行う。

また、平成32年度中に策定される予定の各市町村の個別施設計画の内容等を踏まえ、更なるマッチングを図る。

《参考資料2》

市町村の持続可能な行政サービスの提供に向けた取組みについて（案）

Ⅲ 県有施設の見直しに係る整理について

緊急財政対策で掲げた「県有施設の見直しの方向性」を基本とした取組を今年度で終了することから、見直しを継続している施設について、平成30年12月の総務政策常任委員会に報告した「整理の方向性」に基づき、整理を行ったので報告する。

1 整理の概要

(1) 整理対象

県民利用施設：13施設

出先機関：18機関

(2) 整理結果

- ・ 「見直しの達成が見込まれる施設」は5施設・3機関である。
- ・ 「現時点で見直しの確実な達成が見込めない施設」のうち、「当面見直し達成が見込めない施設」は2施設、「今後も見直しを継続する施設」は6施設・15機関である。＜対象施設・機関は「別紙」参照＞

県有施設の見直しに係る整理結果

	県民利用施設	出先機関
見直しを終了した県有施設（廃止・移譲等）	54 施設	54 機関
現行運営を継続（運営改善）：県民利用施設 効率的な業務運営を継続：出先機関	57 施設	26 機関
見直しを継続している県有施設	13 施設	18 機関
見直しの達成が見込まれる施設	5 施設	3 機関
現時点での見直しの確実な達成が見込めない施設	8 施設	15 機関
当面見直し達成が見込めない施設	2 施設	0 機関
今後も見直しを継続する施設	6 施設	15 機関
合計	124 施設	98 機関

2 今後の対応

- ・ 「当面見直し達成が見込めない施設」に整理した2施設については、現行運営を継続し、適正な運営に努めていく。
- ・ 「今後も見直しを継続する施設」に整理した6施設・15機関については、3年以内に結論を出し、その結果を所管常任委員会に報告する。
- ・ なお、緊急財政対策で掲げた「県有施設の見直しの方向性」を基本とした県有施設の見直しは本年度に終了するが、今後も県民利用施設及び出先機関については、必要に応じた見直しを継続的に行う。

県有施設の見直しに係る整理結果の一覧

1 県民利用施設

(1) 見直しの達成が見込まれる施設

	所管局	施設名 (所在市町村)	取組の方向性	取組内容 (今後の予定含む)
1	国際文化観光局	国際言語文化アカデミア (横浜市)	機関評価の前倒し実施により、今後の方向性を判断	29年度に実施した機関評価を踏まえ、32年度末に廃止予定(33年度から事業は他の機関で実施等を予定)
2	教育局	県立図書館 (横浜市)	生涯学習情報センターを廃止し、その機能を集約化 閲覧・貸出機能の継続 川崎図書館及びかながわ女性センターの蔵書の受入れ、相互貸借システムの拡充などの広域的サービスについて検討 収蔵スペースや展示機能の充実を図るため、建物の建替え・改修について検討	26年度当初に生涯学習情報センターの機能を集約化 26年度にかながわ女性センターの蔵書を受入れ 29年度に相互貸借システムへの参加希望機関の受入れにより、広域的サービスの充実 35年度以降に再整備完了予定 (川崎図書館の一部蔵書の受入予定)
3	教育局	近代美術館 (葉山館) (葉山町)	廃止する鎌倉本館の機能を葉山館及び鎌倉別館へ集約化	27年度末に鎌倉本館を廃止 28年度に葉山館への機能集約を実施
4	教育局	近代美術館 (鎌倉別館) (鎌倉市)		31年度に鎌倉別館への機能集約を実施予定
5	教育局	体育センター (藤沢市)	東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツ振興の拠点等としての再整備を検討 総合教育センターとの一体的な整備に向けて検討	総合教育センターとの一体的な整備を28年度から実施 31年度中にスポーツ施設の整備を完了し、32年度からスポーツ局に移管の上、スポーツセンターとして供用開始予定

(2) 現時点で見直しの確実な達成が見込めない施設

ア 当面見直し達成が見込めない施設

	所管局	施設名 (所在市町村)	取組の方向性	取組の方向性を「現行運営の継続(運営改善)」にする理由
1	国際文化観光局	地球市民かながわプラザ (横浜市)	機能を精査し、他機関との集約化について検討	本施設は、事業の充実等により施設利用者も毎年増加するなど、有効かつ効率的に運営されている。今後、外国籍県民の一層の増加が見込まれ、国際理解や多文化共生

				の推進がますます重要となることから、現行運営の継続に方向性を変更する。
2	福祉子どもみらい局	厚木精華園 (厚木市)	県立障害福祉施設等あり方検討委員会の報告(26年1月)を踏まえ、当面は現行運営の継続(運営改善)高齢の知的障害者支援のモデル施設としての役割を終えた段階で民間への移譲について検討	入所施設における利用者の高齢化は、他の民間施設においても課題となっているが、県内には同園のような、主として高齢の知的障がい者を対象として支援し他施設への支援ノウハウの普及に取り組む施設はない。そのため、現行の指定管理期間中は指定管理者制度を継続し、モデル施設としての役割を引き続き果たすとともに、民間移譲について継続して検討していく。

イ 今後も見直しを継続する施設

	所管局	施設名 (所在市町村)	取組の方向性	今後の取組内容
1	国際文化観光局	ユースンロッジ (山北町) ※土地は下賜により取得	民間への移譲について検討	進入路となっている林道の状況等を踏まえ、33年度までに検討し、結論を出す。
2	国際文化観光局	津久井湖観光センター (相模原市)	民間への移譲について検討	地元の意見を踏まえた調整を進め、33年度までに検討し、結論を出す。
3	環境農政局	二町谷地区北公園 (三浦市)	市への移譲について検討	公園に隣接する三浦市所有の埋立地の利活用計画が決定された後、33年度までに市への移譲(管理権限の移譲)の具体的内容を検討し、結論を出す。
4	福祉子どもみらい局	さがみ緑風園 (相模原市)	県立障害福祉施設等あり方検討委員会の報告(26年1月)を踏まえ、指定管理者制度の導入の可能性について検討	外部有識者による検討を踏まえ、33年度までに指定管理者制度の導入可能性を検討し、結論を出す。
5	健康医療局	煤ヶ谷診療所 (清川村)	村等への移譲について検討	医療ニーズや医療を取り巻く環境変化に対応するため、33年度までに設置・運営主体のあり方を検討し、結論を出す。
6	県土整備局	湘南港 (藤沢市)	現行運営の継続(運営改善) 利用料金制の導入	次期指定管理期間が開始する34年度に向けて利用料金制の導入を32年度までに検討し、結論を出す。

2 出先機関

(1) 見直しの達成が見込まれる施設

	所管局	機関名 (所在市町村)	取組の方向性	取組内容 (今後の予定含む)
1	国際文化観光局	パスポートセンター (2支所) (横浜市)	パスポートの申請受付・交付事務の移譲を希望する市町村に業務移譲	31年10月31日に横浜市に権限移譲予定
2	企業庁	水道水質センター (寒川町)	県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の5事業者で連携を検討	27年度に広域水質管理センターを設置し、水道水源水質検査業務等を一元化して実施 広域水質管理センター設置から4年が経過し、5事業者による連携を現状どおり継続することとした。
3	教育局	総合教育センター (藤沢市)	体育センターの教員研修機能を総合教育センターに統合	32年度当初から体育センターの教員研修機能を総合教育センターに統合予定

(2) 現時点で見直しの確実な達成が見込めない施設

ア 今後も見直しを継続する施設

	所管局	機関名 (所在市町村)	取組の方向性	今後の取組内容
1	政策局	地域県政総合センター (4機関) [行政機関] (横須賀市、厚木市、平塚市、小田原市)	市町村支援や地域振興、地域の防災拠点としての役割、環境・農政の機関等との業務のあり方を含めて、市町村の意見も踏まえつつ、地域県政総合センターのあり方について検討	市町村の意見や、関係局等との意見交換に基づく課題への対応を検討するとともに、国等における県と市町村の役割に係る議論を踏まえ、改めて今後のあり方を検討し、33年度までに結論を出す。
2	総務局	給与事務センター (横浜市)	学校事務センターと再編・統合	再編・統合に向けて、制度運用の簡素化・統一化や執務場所等を検討し、33年度までに結論を出す。
3	環境農政局	環境科学センター (平塚市)	地域県政総合センターの検討と併せて、あり方を検討	地域県政総合センターにおける今後のあり方の検討と併せて、あり方を検討し、33年度までに結論を出す。
4	環境農政局	自然環境保全センター (厚木市)	地域県政総合センターの検討と併せて、あり方を検討	
5	環境農政局	横浜川崎地区農政事務所 [行政機関] (横浜市)	地域県政総合センターの検討と併せて、あり方を検討	

6	環境農政局	農業技術センター (4支所) (平塚市)	地域県政総合センターの検討と併せて、あり方を検討 26年度当初にかながわ農業アカデミー及び畜産技術所を単独事務所として設置	地域県政総合センターにおける今後のあり方の検討と併せて、あり方を検討し、33年度までに結論を出す。
7	健康医療局	保健福祉事務所 (4機関4支所) [行政機関] 【法令必置】 (平塚市ほか)	茅ヶ崎は、29年度当初に保健所機能を茅ヶ崎市へ移譲(寒川町域は委託) 寒川町域の福祉事務所機能は業務運営のあり方を検討	寒川町域の福祉事務所機能について茅ヶ崎市への委託を含め、保健と福祉の連携、町民の利便性、サービス水準・専門性の確保等を検討し、33年度までに結論を出す。
8	産業労働局	かながわ労働センター (3支所) [行政機関] (横浜市)	当面、現行の組織体制を維持し、今後、ハローワークのあり方を見据えた中で組織のあり方を検討	地方版ハローワークに国と同等の機能、権限が付与されるよう、引き続き他の自治体と連携して、国に要望を行い、その結果を踏まえ33年度までに結論を出す。
9	教育局	学校事務センター (横浜市)	給与事務センターと再編・統合	再編・統合に向けて、制度運用の簡素化・統一化や執務場所等を検討し、33年度までに結論を出す。

IV 平成30年度環境農政局所管公共事業評価の実施結果について

環境農政局では、所管する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業の採択や実施、完了から一定の期間が経過した公共事業について、神奈川県環境農政局所管公共事業の再評価実施要領及び事後評価実施要領に基づき、再評価及び事後評価を実施している。

平成30年11月22日付けで公共事業評価委員会から提出された意見を受けて、平成30年度の県の対応方針を決定したので、その概要を報告する。

1 評価の概要

(1) 再評価

次のいずれかの要件に該当する事業を対象に、事業の進捗状況やコスト削減の可能性等の視点から事業継続の可否の評価を行い、事業の継続に当たっては、必要に応じ事業の見直しを行う。また、事業の継続が適当と認められない場合には、事業の休止又は中止をする。

- ア 事業採択後、5年を経過した年度において継続中の国庫補助事業
- イ 事業実施後、5年を経過した年度において継続中の県単独事業
- ウ 再評価実施後、5年を経過した年度において継続中の事業

(2) 事後評価

次のいずれかの要件に該当する事業を対象に、事業完了後の事業の効果及び周辺環境への影響等について評価し、効果が認められた事業の事後評価を終了する。併せて、評価結果を今後実施する事業の計画や、実施中の事業に反映させる。

なお、引き続き効果を検証する必要がある事業については、改めて事後評価を実施する。

- ア 全体事業費が5億円以上で、完了から5年を経過した事業
- イ 過去において再評価を実施した事業で、完了から5年を経過した事業

2 評価の流れ

評価に当たって、県は各評価対象事業の対応方針（案）を作成して、学識経験者等の第三者で構成する「神奈川県環境農政局公共事業評価委員会（以下「公共事業評価委員会」という。）」に対し意見を求め、その意見を尊重して、県の対応方針を決定するとともに、実施結果を公表する。

3 平成30年度の評価対象事業

本年度は、次の事業について評価を実施した。

(1) 再評価

本年度評価対象事業なし

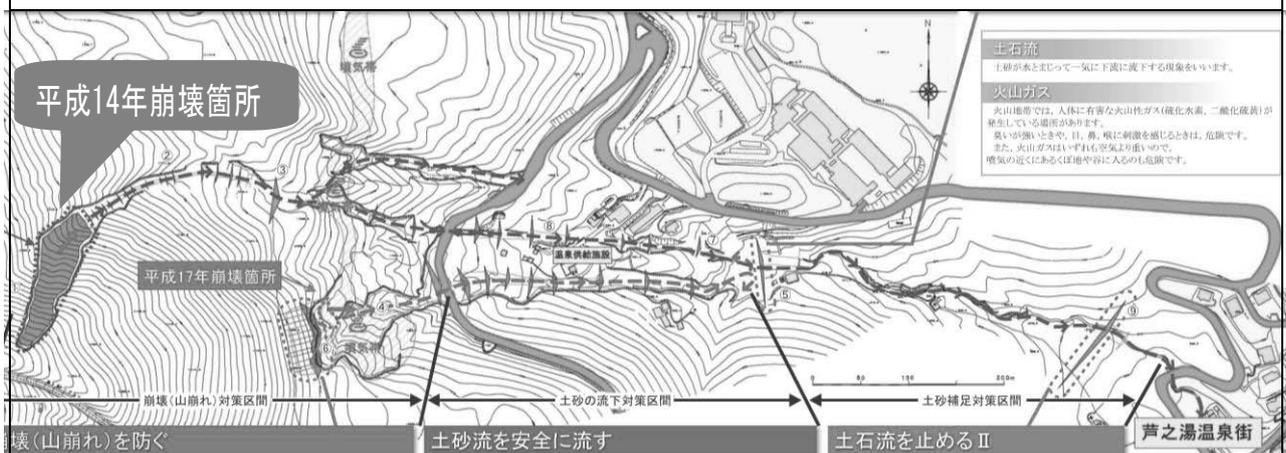
(2) 事後評価

事業名（箇所名）	県の対応方針（案）
復旧治山事業（蛇骨川上流）	十分な効果の発現が認められたことから、事後評価を終了する。

4 評価対象事業の概要

<事後評価>

復旧治山事業〔蛇骨川上流（箱根町）〕



ア 事業目的

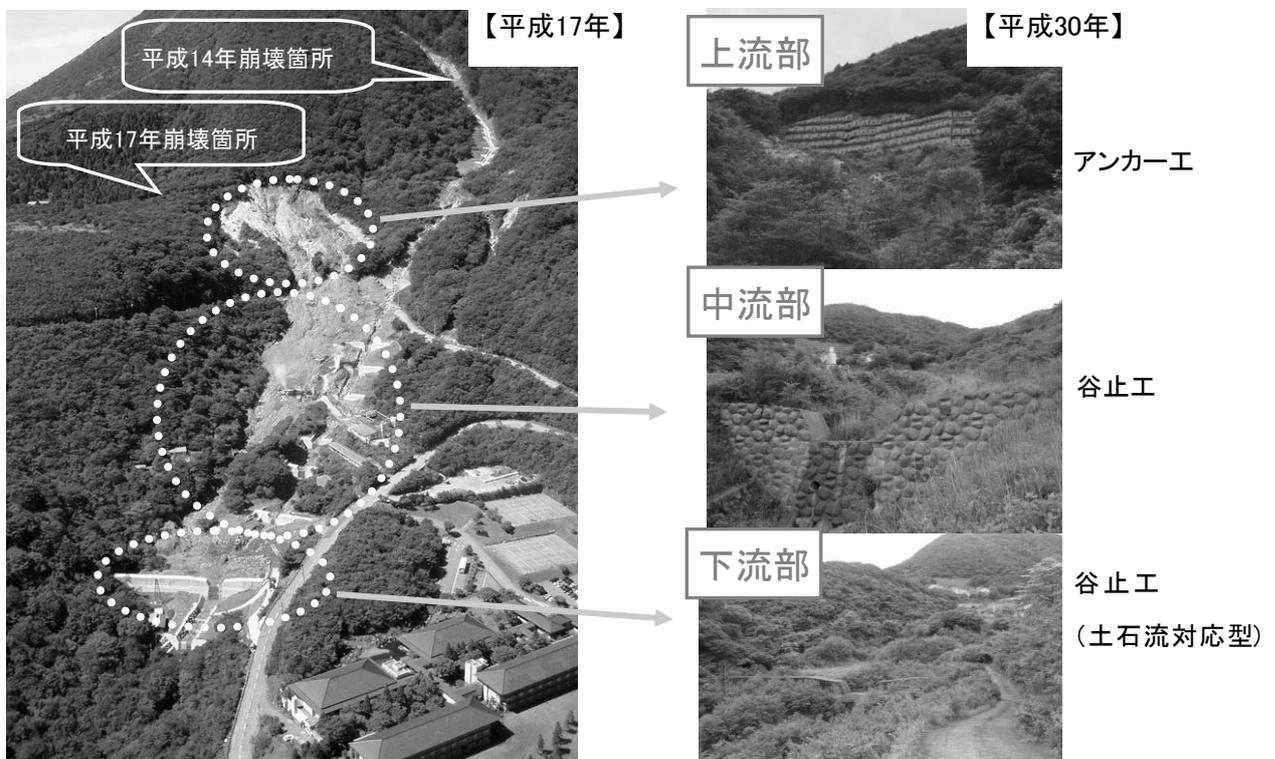
平成14年、平成17年と2度にわたる土石流災害により荒廃した溪岸及び発生源となった斜面の安定を図る。

イ 事業箇所 足柄下郡箱根町元箱根地内

ウ 事業概要

- ・治山ダム工（谷止工、鋼製スリットダム）21個
- ・護岸工2,247㎡
- ・アンカー工167本

エ 事業期間 平成15年度～平成25年度



H15：治山事業に着手
H17：上流部で斜面崩壊発生。2度目の土石流が発生したが、H15に施工した谷止工で土石流を捕捉し被害を防いだ。

【対策の概要】
上流部：崩壊(山崩れ)を防ぐ
中流部：土石流を安全に流す
下流部：土石流を止める（流下防止）

5 公共事業評価委員会の意見等

(1) 意見（主文）

「対象公共事業については、概ね対応方針（案）のとおりとすることを相当とする」

(2) 附帯意見及び県の今後の対応

ア 総論的意見

【附帯意見】

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源かん養、保健休養の場の提供などの多面的機能を有し、この機能の発揮が求められる。本県の県西地区は、自然豊かな地域であり、丹沢や箱根の森林地帯は水源かん養や景観保全の役割を果たしており、この役割は今後ますます重要となる。

環境農政局においては、公共事業を実施するに当たり、経費の節減や地域環境保全に十分に配慮するとともに、公共事業の役割やその効果について常に正しい評価を求め、安全で安心な自然環境の醸成に努め、県民の理解を深めることが求められる。公共工事の評価にあたっては、事業の効果を客観的かつ定量的に測定し、安全を確認するとともに積極的にデータを開示することが望ましい。

【附帯意見を受けての県の今後の対応】

公共事業の実施に当たっては、経費の節減や地域環境保全に十分に配慮するとともに、公共事業の役割やその効果について常に正しい評価を求め、安全で安心な自然環境の醸成に努める。

また、公共工事の評価に当たっては、事業の効果を客観的かつ定量的に測定し、安全を確認するとともに積極的にデータを開示する。

イ 各論的意見
 <事後評価>

復旧治山事業〔蛇骨川上流（箱根町）〕
<p>【附帯意見】</p> <p>当該地区には芦之湯温泉街やゴルフ場といった宿泊・レジャー施設があり、住民のほか多くの観光客が訪れている。対象地域の最上流部には、噴気変質帯が存在し、火山性ガスが噴出しており、地盤が高温・酸性化している。今後も、山地災害パトロールによる巡視等を行い、適切な維持管理を継続し、施設の長寿命化や安全性に配慮しつつ危険を未然に防止する体制をとることが望ましい。</p>
<p>【附帯意見を受けての県の今後の対応】</p> <p>今後も山地災害パトロール等の巡視や適切な維持管理を継続し、安全性に配慮しつつ、災害の未然防止に努める。</p> <p>また、治山施設について、施設の特性を考慮のうえ、安全性や経済性を踏まえつつ、老朽化等による機能の低下の程度が軽微である早期の段階に予防的な補修・機能強化等を実施することで施設の長寿命化に取り組む。</p>

6 平成30年度の対応方針

公共事業評価委員会から提出された意見を受け、次のとおり県の対応方針を決定した。

事業名（箇所名）	県の対応方針
復旧治山事業（蛇骨川上流）	十分な効果の発現が認められたことから、事後評価を終了する。

参考

公共事業評価委員会委員名簿

役職	氏名	職業等	分野名
委員長	井上 公基	日本大学 生物資源科学部教授	農林水産業に関する技術的分野（森林・林業）
副委員長	佐藤 正幸	弁護士	社会情勢に関する分野
委員	青砥 航次	NPO法人神奈川県自然保護協会副理事長	環境に関する分野
委員	小池 治	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授	地域社会形成に関する分野
委員	竹内 康	東京農業大学 地域環境科学部教授	農林水産業に関する技術的分野（農業・農村）
委員	山下 東子	大東文化大学 経済学部教授	農林水産業に関する技術的分野（水産・漁業）

（任期：平成29年4月1日から平成31年3月31日まで）

評価対象事業位置図



V 神奈川県環境基本計画進捗状況点検について

神奈川県環境基本計画は、本県における環境政策を推進する上での基本的な計画であり、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。

このたび、県が2017（平成29）年度の施策の進捗状況等を自己評価するとともに、環境審議会においてその評価の検証を行ったことから、概要を報告する。

1 計画の進捗状況

(1) 環境審議会による評価（総括）

環境基本計画に位置付けた重点施策の数値目標の進捗について、県による自己評価は妥当であり、一部遅れている施策の分野はあるが、全体としては、概ね順調に進んでいると評価する。

(参考) 重点施策の進捗状況一覧（県による自己評価）

中柱	重点施策	評価
地球温暖化	事業者による自主的な取組等の促進	概ね順調に進んでいます（※）
	再生可能エネルギー等の導入加速化 安定した分散型電源の導入拡大	やや遅れています（※）
資源循環	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進	遅れています（※）
	廃棄物の適正処理の推進	遅れています
自然環境	地域の特性に応じた生物多様性の保全	順調に進んでいます
	自然が持つ水循環機能の保全・再生	順調に進んでいます
生活環境	微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進	順調に進んでいます
	水質保全対策の推進	概ね順調に進んでいます（※）
	化学物質に係る環境保全対策の推進	順調に進んでいます（※）
	農林水産業の振興を通じた環境への配慮	順調に進んでいます
人材・技術	環境学習・教育の推進	順調に進んでいます
	環境にやさしい暮らしの促進	順調に進んでいます

備考1 （※）の評価については、2017年度実績を現在取りまとめ中のため、暫定的な評価になる。今後、実績が確定した段階で改めて評価を見直す。

備考2 評価の基準は、次の分類を基本としている。

「順調に進んでいます」：目標を達成しているもの（見込みを含む。以下同じ）

「概ね順調に進んでいます」：目標は達成していないが実績値が基準値の水準を上回っているもの

「やや遅れています」：目標は達成していないが、基準値の水準が維持されているもの

「遅れています」：目標を達成しておらず、実績値が基準値の水準を下回っているもの

(2) 中柱ごとの評価・検証

ア 地球温暖化への対応

(ア) 県による自己評価

(施策の取組内容)

- ・ 事業活動温暖化対策計画書制度の運用や事業者による自主的な取組の促進は着実に進んでいる。また、中小規模事業者に対する省エネルギー対策への取組を支援した。
- ・ 住宅の省エネルギー化の促進や省エネルギー性能に優れた家電製品への買替の促進などの家庭における省エネルギーの普及啓発を企業等と連携して実施した。
- ・ 自家消費型の太陽光発電やガスコージェネレーション、燃料電池自動車（FCV）、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）、蓄電池の導入支援等により、再生可能エネルギー等の分散型電源の導入が進んだ。

(重点施策の数値目標の進捗状況)

<大規模排出事業者のうち二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合>

- ・ 2017年度の実績は取りまとめ中だが、2016年度の実績から、2017年度目標の68%に向けて、概ね順調に進んでいる。

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				66%	68%	70%	72%	74%
実績	61.1%	66.7%	61.3%	63.8%	2019年4月 把握予定			

＜県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合＞

- ・ 2017年度の実績は取りまとめ中だが、年間電力消費量の削減が概ね順調に進んでいるのに対し、固定価格買取制度の見直しなどの影響により、太陽光発電の新規導入量が鈍化している。このため、基準値の水準を上回っているものの、前年度実績を下回っていることから、やや遅れている。

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				15.5%	17.4%	19.6%	22.1%	25%
実績	11.5%	12.4%	13.8%	13.5%	2019年3月 把握予定			

(対応の方向性)

- ・ 業務部門においては、事業活動温暖化対策計画書制度により、事業者が目標を達成できるよう、現地調査等による必要な指導及び助言を行っていく。
- ・ 家庭部門においては、住宅の省エネルギー化の促進や省エネルギー性能に優れた家電製品への買替を促進する。
- ・ 薄膜太陽電池をはじめとした太陽光発電の有用性等のPRや、ZEHやZEBの導入支援などの取組を進める。

(イ) 環境審議会による検証
県の自己評価は妥当である。

(主な個別意見)

- ・ 事業者による自主的な取組等の促進については、県が模範を示すよう努めるとともに、二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業所の事例を公開するなど、効果的な手法を検討していく必要がある。
- ・ 家庭部門の排出量削減については、低炭素型のライフスタイルを促進するため、県の地球温暖化防止活動推進センターと協力して、生活スタイルの見直し等を徹底していく必要がある。
- ・ 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進については、やや遅れが見込まれていることから、その原因の解明に努めつつ、ZEHの導入支援等の複数の関連する施策などを一層効果的に進めることにより、引き続き普及啓発や導入支援に取り組む必要がある。

イ 資源循環の推進

(ア) 県による自己評価

(施策の取組内容)

- ・ 一般廃棄物の3Rの推進のため、県民への普及啓発や事業者への支援、市町村と連携した取組を促進した。
- ・ 産業廃棄物については、多量排出事業者における3Rの促進に向けた廃棄物自主管理事業を実施したほか、製造業を含めた排出事業者向けのセミナーを開催した。
- ・ 廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者及び処理事業者への指導や県民、事業者及び市町村等と連携・協力した不法投棄・不適正保管対策を推進した。

(重点施策の数値目標の進捗状況)

<製造業における産業廃棄物の再生利用率>

- ・ 2017年度の実績は取りまとめ中だが、2016年度実績が37.7%であり、基準値（2013年度実績：45.1%）を下回っていることから、遅れている。

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				46%	47%	48%	49%	50%
実績	45.1%	43.5%	43.4%	37.7%	2019年3月 把握予定			

<不法投棄等残存量>

- ・ 2017年度実績は14.6万tであり、前年度より増加していることから、遅れている。

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少
実績	12.8万t	12.7万t	12.7万t	14.1万t	14.6万t			

(対応の方向性)

- ・ 一般廃棄物については、レジ袋削減などの身近な取組に関するイベントを実施し意識啓発を進めていくとともに、市町村と連携しながら食品ロス削減に関する普及啓発などに取り組んでいく。
- ・ 産業廃棄物については、廃プラスチック類のリサイクルシステムの紹介などにより、事業者における自主的な取組を促進する。
- ・ 廃棄物の適正処理の推進については、不法投棄等残存量の削減に向けて、引き続き監視パトロール等による早期発見と速やかな指導による不法投棄の未然防止、既存事案の改善指導を進める。

(イ) 環境審議会による検証
県の自己評価は妥当である。

(主な個別意見)

- ・ 一般廃棄物排出量の削減は順調に進んでいるが、事業者から排出される事業系一般廃棄物排出量については、この数年は横ばいで推移していることから、関係市町村と連携して、県内事業者に対しても排出量削減及び再生利用率向上に向けた働きかけを強化していく必要がある。
- ・ 廃棄物排出量の減少は大きく評価されるべき点であるが、再生利用率の継続した低下が懸念されることから、より一層の努力が必要であり、今後は、世界の資源の動向に配慮した施策展開や計画等の見直しを検討していく必要がある。
- ・ 近年大規模な自然災害が日本各地で発生しているので、県としても災害時に発生する廃棄物への対策は、十分に整備し強化しておく必要がある。

ウ 自然環境の保全

(ア) 県による自己評価

(施策の取組内容)

- 第4次ニホンジカ管理計画に基づき、個体数調整、生息環境整備及び被害防除等に取り組んだ結果、ニホンジカの個体数は減少傾向を示し、植生の回復が一部で見られるが、全体的な回復には至っていない。また、第4次ニホンザル管理計画に基づき、ニホンザルの群れを適正な生息域と規模で管理するために、個体数調整や追い上げを実施した。
- 第3期かながわ水源環境保全・再生実行計画に基づき、荒廃が進んでいた私有林を重点的・集中的に確保・整備を進めてきた結果、人工林については、概ね順調に手入れ不足が解消してきている。広葉樹林については、長期にわたり森林整備を行う必要がある箇所への確保は概ね完了し、水源林の整備面積についても、増加している。
- 生物多様性に関する情報を収集して発信するとともに、自然環境を活用した観察会などを開催し、生物多様性の理解と保全行動の促進に努めた。

(重点施策の数値目標の進捗状況)

<里地里山の保全活動に取り組んだ人数>

- 市町村と連携した活動団体の掘り起こしや保全活動情報の積極的な発信により順調に進んでいる。

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			4,800人	4,900人	5,000人	5,100人	5,200人
実績	4,599人	5,365人	4,812人	4,969人			

＜水源の森林エリア内の私有林で適切に管理されている森林の面積の割合＞

- ・ 目標を達成し、適切に管理された森林面積の割合は増加しており、水源かん養などの公益的機能の高い水源林づくりは順調に進んでいる。

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			84%	87%	90%	92%	95%
実績	78%	80%	82%	87%			

(対応の方向性)

- ・ ブナ林等の保全・再生、植生保護柵の設置等による林床植生の回復、野生鳥獣の個体数調整や生息環境整備等の取組を進める。
- ・ 第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画に基づき、水源環境の保全・再生に取り組んでいく。
- ・ 生物多様性に関する情報を収集して発信するとともに、自然環境を利活用した観察会などを開催することにより、生物多様性の理解と保全行動の促進に取り組んでいく。

(イ) 環境審議会による検証
県の自己評価は妥当である。

(主な個別意見)

- ・ 野生動物や外来生物による被害が増加していることから、市町村と連携し、被害防止のための対策やモニタリングをさらに強化していく必要がある。
- ・ 里地里山の保全活動に取り組んだ人数は目標を上回ったものの、人口減少に伴う担い手不足などの様々な問題があることから、今後さらに人数を増加させるなど、取組を強化していく必要がある。

エ 生活環境の保全

(ア) 県による自己評価

(施策の取組内容)

- ・ 工場・事業場に対して環境関係法令に基づき指導を行うなど、着実に取組を進めた。また、光化学オキシダント対策として、原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）を排出する事業者に対して、VOCの排出削減に向けた自主的な取組の促進を図った。
- ・ 自動車排出ガス総量削減対策については、旧式ディーゼル車の運行規制をはじめとした自動車NOx・PM総量削減計画に基づく様々な取組を進めた。
- ・ 微小粒子状物質（PM2.5）対策では、原因物質の一つであるVOCの排出抑制対策等の取組を行うとともに、PM2.5の高濃度予報を継続した。
- ・ 河川、湖沼、海域及び地下水の状況を水質調査によって把握し、関係法令等に基づいて、工場・事業場等に対して指導を行うなど、着実に取組を進めた。

(重点施策の数値目標の進捗状況)

< PM2.5の自動車排出ガス測定局における年平均値の全局平均値 >

- ・ 2017年度は目標を達成し、取組は順調に進んでいる。

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減
実績	15.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	13.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	12.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	11.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$			

<東京湾への化学的酸素要求量（COD）、窒素及びりん汚濁負荷量の排出量>

- ・ 2017年度の実績は取りまとめ中だが、2017年度の汚濁負荷量も前年度と同水準の実績と見込まれるため、概ね順調に進んでいる。

項目 \ 年度	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				前年度より削減	前年度より削減	前年度より削減	前年度より削減	前年度より削減
実績								
COD (t/日)	23	22	22	22	2019年3月把握予定			
窒素 (t/日)	27	26	26	26				
りん (t/日)	2.0	2.0	2.0	1.9				

<化学物質の環境への届出排出量>

- ・ 2017年度の実績は取りまとめ中だが、法令に基づく届出制度について事業者の理解が十分進んでおり、環境への排出量も長期的に減少傾向にあるため、順調に進んでいる。

項目 \ 年度	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				前年度より削減	前年度より削減	前年度より削減	前年度より削減	前年度より削減
実績	5,773t	5,542t	5,552t	5,457t	2019年4月把握予定			

<新たに有機農業に取り組む農業者及び新規エコファーマーの累計人数>

- ・ 2017年度は目標人数を上回り、取組は順調に進んでいる。

項目 \ 年度	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			15人	30人	45人	60人	75人
実績	13人	23人	19人	48人			

注) 2014～2016年度は単年度実績
2017年度は2016年度との累計実績

(対応の方向性)

- ・ PM2.5について、基準達成を維持できるよう引き続き、工場・事業場からのVOC排出抑制対策の推進や、自動車排出ガス対策などの取組を進める。
- ・ 光化学スモッグ注意報の発令回数は、近年ほぼ横ばい傾向にあり、光化学オキシダントの環境基準達成率も0%の状況が継続していることから、引き続き取組を進める。
- ・ 東京湾には周辺都縣市からの生活排水も流入していることから、九都縣市首脳会議など広域連携により、生活排水由来の汚濁物質の削減対策を進める。

- (イ) 環境審議会による検証
県の自己評価は妥当である。

(主な個別意見)

- ・ CODの環境基準の達成率は低下傾向にあるので、東京湾における赤潮発生状況も注視しつつ、第8次総量削減計画における数値目標達成に向けて、関係自治体と連携しながら取組を推進していく必要がある。
- ・ 光化学オキシダントについては、環境基準を超過した状態が継続しているので、環境基準の達成に向け、引き続き多方面からの取組が必要である。

オ 人材の育成と協働・連携の推進、カ 技術力の活用

(ア) 県による自己評価

(施策の取組内容)

- ・ 環境学習や環境教育の取組は、学校や地域において様々な形で実施されており、主体的に行動できる人材の育成や、指導者の育成等の取組が進んでいる。
- ・ スマートエネルギー関連製品に係る技術開発・製品開発に関するセミナーを開催し、水素エネルギーなど環境にやさしい先進的な技術の導入に取り組む事業者への情報提供や、交流機会の確保に努めた。
- ・ 官民の協働・連携による環境保全の取組や九都県市首脳会議等との連携による県域を越えた広域的な課題への取組については、さまざまな分野において着実に取組を進めた。

(重点施策の数値目標の進捗状況)

< NPO・企業との協働による環境・エネルギー学校派遣事業の累計受講者数 >

- ・ 2017年度は目標人数を上回り、取組は順調に進んでいる。

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			6,000人	12,000人	18,000人	24,000人	30,000人
実績	5,174人	6,858人	8,066人	15,814人			

注) 2014～2016年度は単年度実績

2017年度は2016年度との累計実績

< マイエコ10 (てん) 宣言の宣言者数 (個人累計) >

- ・ 2017年度は目標人数を上回り、取組は順調に進んでいる。

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			17万人	19万人	21万人	23万人	25万人
実績	123,940人	140,505人	173,979人	193,994人			

(対応の方向性)

- ・ 環境学習や環境教育においては、様々なニーズを踏まえ、そのニーズに見合った内容や方策を検討していく。
- ・ マイエコ10（てん）宣言は、宣言者数の増加と併せて、環境にやさしい活動への意識が一層県民に浸透するよう、積極的に取組を進める。
- ・ 技術分野では、引き続き、多様な技術が環境問題の解決に活用されていくよう取組を進める。

(イ) 環境審議会による検証
県の自己評価は妥当である。

(主な個別意見)

- ・ 環境学習や環境教育により、学校や地域・家庭においてさらに取組が進むよう支援を強化していく必要がある。
- ・ 「マイエコ10（てん）宣言の宣言者数」は目標人数を上回ってはいるが、県内の人口を踏まえると十分とは言えないため、さらに多くの県民が参加できるようPRをしっかり行っていく必要がある。
- ・ 県内の大学、博物館あるいは研究所などが持つ人材育成や技術交流などについて県としても積極的に把握し発信していき、産学官の連携をより一層強めていく必要がある。

2 今後のスケジュール（予定）

平成31年3月 進捗状況点検報告書の公表及び県民意見募集
6月 県民意見募集結果の公表

《参考資料3》

神奈川県環境基本計画進捗状況点検報告書2017（平成29）年度実績

VI 気候変動適応法の施行に伴う対応について

平成30年6月13日に気候変動適応法（以下「法」という。）が制定され、平成30年12月1日に施行された。

このことから、法の施行に伴う本県の対応について報告する。

1 法の概要

(1) 概要

気候変動影響による被害を防止・軽減する適応策を総合的に推進するため、国、地方公共団体、事業者、国民が担うべき役割が明確化された。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、その区域における気候変動適応に関する施策の推進に努めること、及びその区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めることが責務とされ、努力義務として次の2点が規定された。

ア 区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する「地域気候変動適応計画」の策定（法第12条）

イ 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点「地域気候変動適応センター」の機能を担う体制の確保（法第13条）

2 県の対応

(1) 地域気候変動適応計画の策定

平成28年10月に「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づく「神奈川県地球温暖化対策計画」を改定し、同計画に県における気候変動適応に関する取組を盛り込んだ。

そのため、「神奈川県地球温暖化対策計画」を、法における「地域気候変動適応計画」として位置付ける。

(2) 地域気候変動適応センター

環境科学センターを平成31年4月1日に地域気候変動適応センターとして位置付け、以下の業務を行っていく。

ア 情報収集、整理

- ・気候等の実態に関する情報（例：年平均気温、強雨頻度等）
- ・気候変動影響との関連が考えられる情報（例：熱中症救急搬送者数）
- ・地域における適応の優良事例

イ 分析

- ・気候等の将来予測（例：気温上昇、降水量等）
- ・気候変動影響予測（例：農作物等への影響、河川流量）

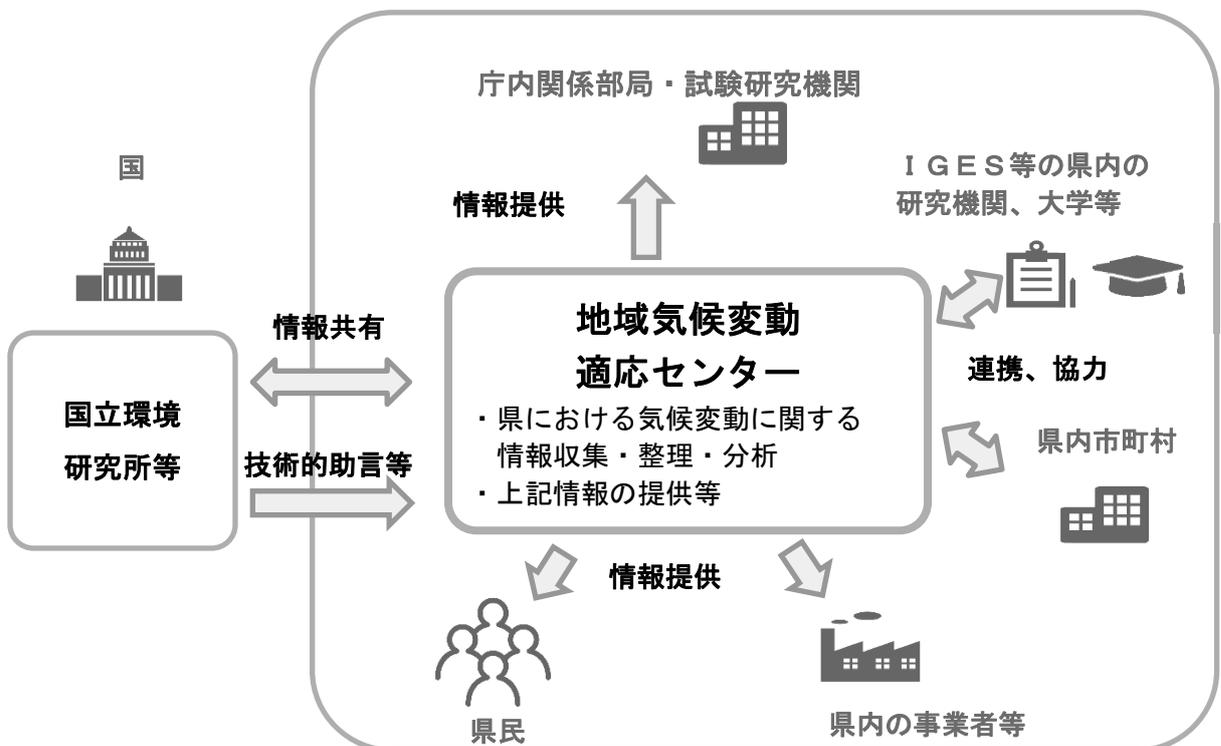
ウ 収集、分析した情報の提供等

- ・ホームページによる情報発信
- ・県民向け講座の開催

(3) 専門家からの意見聴取

本県の気候変動適応の取組を推進するに当たり、学識経験者等の専門家からの意見聴取を行う。

【参考：地域気候変動適応センターの役割と機能】



Ⅶ 水質汚濁に係る環境基準の類型指定等について

国は、環境基本法第16条に基づき、水質汚濁に係る環境基準を定めており、国又は都道府県が水域ごとに環境基準の類型を指定することとされている。水質汚濁に係る環境基準のひとつに、水生生物を保全する観点から定められた水生生物の保全に係る環境基準（以下「水生生物環境基準」という。）があり、今回、県内の湖沼（芦ノ湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖）の水生生物環境基準の類型指定等を行うことから、その概要について報告する。

1 湖沼に係る水生生物環境基準の類型指定

(1) 湖沼に係る水生生物環境基準と類型指定の検討

水生生物環境基準の項目には全亜鉛、ノニルフェノール並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（以下「LAS」という。）が設定されている。その類型指定に当たっては、水質の状況、水温、魚介類の生息状況等の情報をもとに検討を行うこととされている。

参考1 湖沼に係る水生生物環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	環境基準値 ※		
		全亜鉛	ノニルフェノール	L A S
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

※ 全亜鉛は生育不全などの慢性毒性、ノニルフェノール及びLASは半数致死などの急性毒性等に基づき基準値が定められている。

(2) 類型の当てはめと類型指定案

各湖沼の水質については、公共用水域水質測定結果により、魚介類の生息状況については、文献調査及び現地調査等により確認した。また、生物特A、生物特Bの要件に該当する産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域は、確認されなかったことから、次表のとおり3湖沼とも「生物A」とする。

達成期間については、水質が環境基準値に適合し、将来的にも継続して適合すると見込まれることから、「イ：直ちに達成」とする。また、水域の水質汚濁状況を把握するための環境基準点を各湖沼に1地点設ける。

湖沼の水生生物環境基準に関する類型（案）

水域	類型（案）	達成期間	環境基準点
芦ノ湖	生物A	イ	湖央部
丹沢湖（三保ダム上流端から上流の滞水域をいう。）	生物A	イ	湖央部
宮ヶ瀬湖（宮ヶ瀬ダム上流端から上流の滞水域をいう。）	生物A	イ	ダムサイト

参考2 湖沼における水生生物環境基準の水質測定結果及び生物の生息状況

水域名	類型（案）	水質測定結果※1			生物生息※2	
		全亜鉛	ノニルフェノール	L A S	温水性	冷水性
芦ノ湖	生物A	○	○	○	○	○
丹沢湖	生物A	○	○	○	○	○
宮ヶ瀬湖	生物A	○	○	○	○	○

※1 水質測定結果 ○：適合

※2 生物生息 ○：生息あり

2 中津川（宮ヶ瀬湖上流部）に係る水生生物環境基準及び生活環境基準の類型指定

(1) 河川に係る水生生物環境基準等と類型指定の検討

相模川支川である中津川の宮ヶ瀬湖上流部についても水生生物保全の観点から新たに類型を設定することとし、これに併せ、生活環境の保全に関する環境基準（以下「生活環境基準」という。）の類型を指定することとした。

参考3 河川に係る生活環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	環境基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
河川 AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100ml以下
河川 A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100ml以下
河川 B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100ml以下
河川 C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
河川 D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
河川 E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

(2) 類型の当てはめと類型指定案

水質の状況、水温及び魚介類の生息状況を確認した結果、河川に係る水生生物環境基準の「生物A」、生活環境基準の「河川A」に該当したため、宮ヶ瀬湖を除く中津川全域の類型を次表のとおりとする。

達成期間については、水質が環境基準値に適合し、将来的にも継続して適合すると見込まれることから、「イ：直ちに達成」とする。

また、中津川最下流に設けられた環境基準点（第一鮎津橋）において全体の水質汚濁状況を評価する。

中津川の水生生物環境基準及び生活環境基準の水域及び類型（案）

		水域及び類型（案）	水域及び類型（現行）
水域		中津川（宮ヶ瀬湖（宮ヶ瀬ダム上流端から上流の滞水域をいう。）を除く。）	中津川（宮ヶ瀬ダム下流端から下流の区域に限る。）
類型 (達成 期間)	水生生物環境基準※	生物A（達成期間 イ）	生物A（達成期間 イ）
	生活環境基準	河川A（達成期間 イ）	河川A（達成期間 イ）
環境基準点		第一鮎津橋	第一鮎津橋

※ 河川に係る水生生物環境基準は、湖沼に係る水生生物環境基準と同じ類型区分、環境基準値が設定されている。

参考4 水質測定結果

(1) 中津川におけるBOD75%値の状況

測定地点	類型	BOD75%水質値 (mg/L)				
		H25	H26	H27	H28	H29
中津川・第一鮎津橋	河川A	1.1(○)	0.8(○)	0.9(○)	0.8(○)	0.8(○)
中津川上流	なし	0.4	0.6	0.5	0.4	0.4

(注) ○：適合

(2) 中津川における水生生物環境基準の水質測定結果及び生物の生息状況

測定地点	類型	水質測定結果※1			生物生息※2	
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	温水性	冷水性
中津川・第一鮎津橋	生物A	○	○	○	○	○
中津川上流	なし	○	—	—	○	○

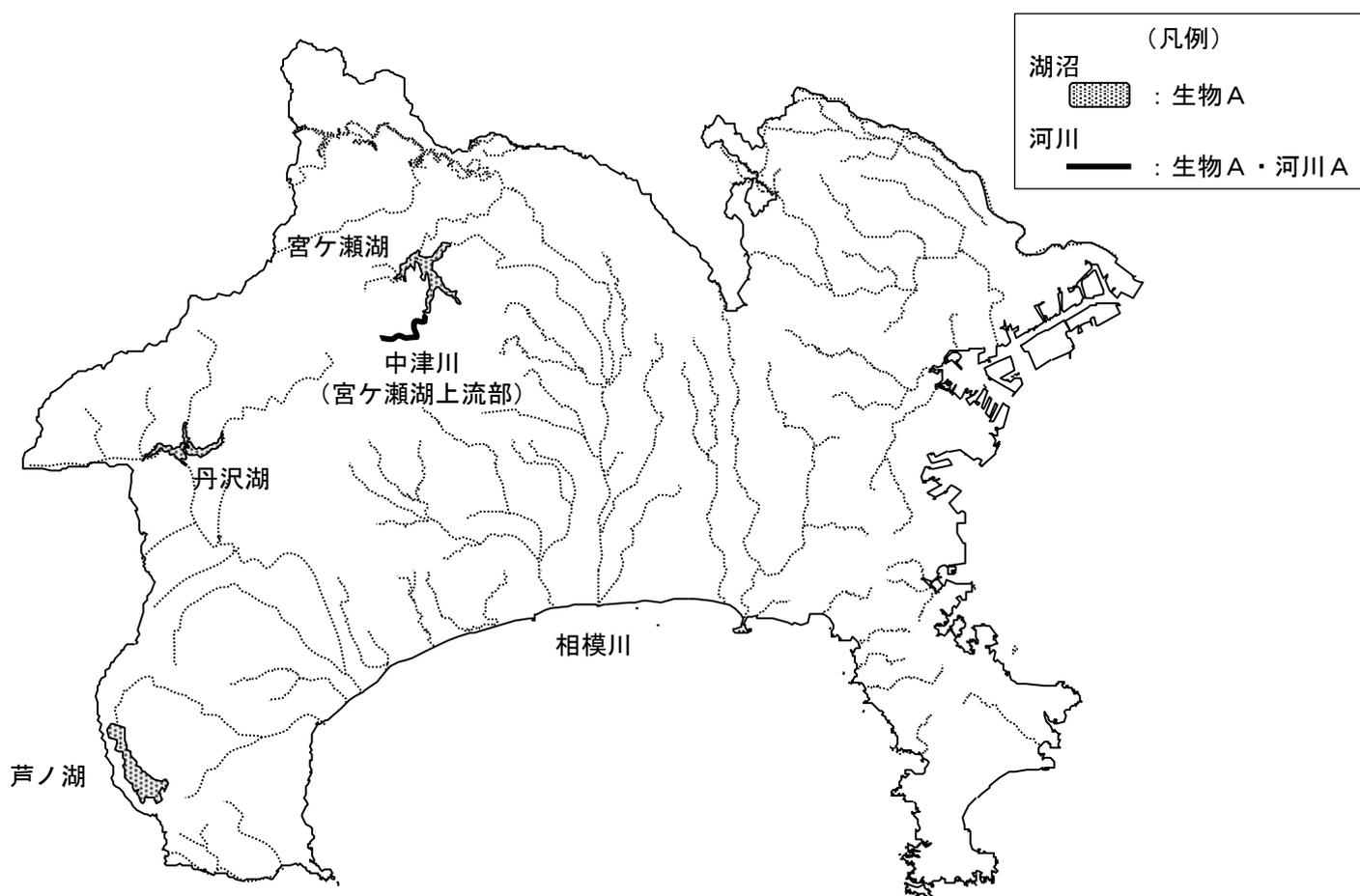
※1 水質測定結果 ○：適合 —：未測定

※2 生物生息 ○：生息あり

3 今後のスケジュール（予定）

平成31年3月～4月 類型指定案の県民意見募集を実施

6月頃 類型指定の告示



今回類型指定の対象となる湖沼及び河川

Ⅷ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正に係る基本的な考え方について

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）は、神奈川県環境基本条例の本旨を達成するため、県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に制定された。

平成30年9月の当常任委員会において、5年ごとに行う条例施行状況の検討結果について報告したところであるが、このたび、大規模災害やアスベスト問題等の課題に対応するとともに、関連法令の改正を受けた条例改正を行うこととし、その基本的な考え方を整理したので報告する。

1 事業者からの主な意見

平成30年8月の環境審議会において提示した条例見直しの視点をもとに、公益社団法人神奈川県環境保全協議会の会員事業者から意見をいただいた。

(1) 全般的なこと

ア 法規制と重複する規制の是正、法と条例の窓口の一元化及び法整備の状況を踏まえた見直しを行ってほしい。

イ 事務負担も多いので、規制効果をしっかり検証したうえで、役割を終えた規制等の廃止や事務量を考慮した新規規制を検討してほしい。

(2) アスベスト対策

専門的で一般事業者では理解が難しいため、規定を導入するのであれば、専門の施工業者に担ってもらう制度としてほしい。

(3) 土壌汚染対策

同一案件に対して法律と条例で届出が必要なため書類作成が負担であり、法律のみとしてほしい。

(4) 環境管理事業所・環境配慮推進事業所制度

ア メリットが少ないが、認定・登録のための手続きが煩雑なので、メリットの見直しや手続きの簡素化等を検討してほしい。

イ ISO14001やエコアクション21を取得していれば十分基準は満足しているのではないか。

2 神奈川県環境審議会における主な意見

平成31年1月24日に開催された神奈川県環境審議会において、条例の改正について諮問するとともに、条例の改正に係る基本的な考え方について、次の意見をいただいた。

(1) アスベスト対策

ア 建築物からのアスベストの飛散防止等については、事前の状況把握が重要であることから報告させることとし、健康に影響が出る恐れがある場合は、しっかり対応できる仕組みを検討すべきである。

イ 非飛散性アスベストについては、国の動向も見つつ、しっかりと対応すべきである。

(2) 災害の発生を視野に入れた対応

ア 条例に規定すべき事項を必要性の観点から検討すべきである。

イ 事業者への負担とのバランスを考慮しつつ、災害時に化学物質を漏えいさせない仕組みを検討すべきである。

(3) 環境管理事業所・環境配慮推進事業所制度

環境管理事業所・環境配慮推進事業所制度のメリットを付加するために、その事業所の製品をグリーン購入の対象とすることなどを検討すべきである。

(4) その他

ア 広域的な連携や他の条例の規定事項との連携について検討してほしい。

イ 規則や運用で対応することを整理してほしい。

3 改正の基本的な考え方

事業者や環境審議会の意見も参考に、現状と課題を踏まえ、条例改正の基本的な考え方を整理した。

(1) アスベスト対策

ア 現状と課題

(ア) 今後アスベストが使用されている建築物等の解体等の増加が見込まれるが、現行条例にはアスベストの規定がない。

(イ) 東日本大震災で倒壊した建築物や、県内で長期間放置された建築物からのアスベスト飛散やそのおそれがあった。

イ 基本的な考え方

- (ア) 飛散性アスベストの飛散・ばく露防止対策をより確実にするため、現在、大気汚染防止法に基づく届出の際に、県が「指針」により指導している事前調査の実施等の事項について規定を設ける。
- (イ) 建築物の所有者の努力義務として、飛散性アスベストの使用状況の把握と飛散防止等の措置に関する規定を設ける。

(2) 災害を視野に入れた対応

ア 現状と課題

- (ア) 現行条例では、環境汚染発生時等の措置として、事業所から有害化学物質が漏洩等した際に、事業者が直ちに関係市町村等に通報することや、必要な措置を講ずること等について規定しているが、災害時に環境汚染の状況を把握する仕組み等も必要である。
- (イ) 指定事業所の設置等に係る規定は災害時の適用除外がないため、災害対応のための施設の設置や破損した施設の変更等に当たっては条例に基づく事前許可が必要な場合がある。

イ 基本的な考え方

- (ア) 災害時に県が市町村又は民間事業者と連携を図りながら有害化学物質等の調査を実施すること等について規定を設ける。
- (イ) 事業活動の早期復旧に資するため、災害発生時には一定条件のもと、条例（第3条及び第8条）に基づく指定事業所の設置等に関する手続きを免除し事後の届出とするなど、特例措置の規定を設ける。

(3) 土壌汚染対策

ア 現状と課題

- (ア) 有害物質使用特定事業場の廃止時及び一定規模以上の土地の形質の変更時の手続きについては、土壌汚染対策法と条例で重複した対応を求めている。
- (イ) 事業者と土地所有者等が異なる場合に、土壌汚染対策法の調査義務者である土地所有者が土壌調査を行うとき、必要な情報の把握に支障が生じることがある。

イ 基本的な考え方

- (ア) 条例では土壌汚染対策法で規制されない土地を規制の対象とする形に合理化を図る。

(イ) 土壌調査の円滑な実施を図るため、事業者の管理する有害物質の使用状況の記録を、土地所有者等に対して交付する規定を設ける。

(4) 地下水採取規制

ア 現状と課題

地盤沈下の防止のため、指定地域における地下水採取の際には、揚水施設の構造基準を満足するよう許可等を求めているが、揚水量を減らすなど構造を変えない変更の場合にも許可が必要となっている。

イ 基本的な考え方

構造基準の確認を要さない変更については、許可制から届出制とする。

(5) 環境管理事業所・環境配慮推進事業所

ア 現状と課題

(ア) 環境管理事業所は、環境の自主管理を行っている事業所として認定された事業所であり、その中でさらに優れた取組を行っている事業所を環境配慮推進事業所として登録しているが、現在の名称では本制度の趣旨が伝わりにくい。

(イ) 申請手続きに係る作業量が多く、制度活用のメリットが少ない。

イ 基本的な考え方

(ア) 環境配慮推進事業所の名称の見直しを検討する。

(イ) 認定・登録事業所を増やすため、条例に基づく指定事業所に係る手続きの一部を免除するなど制度活用のメリットを高めるとともに、申請手続きに係る添付書類の簡素化等を図る。

(6) 関係法令の改正等による所要の改正

ア 現状と課題

都市計画法の改正により新たな用途地域(田園住居地域)が追加されたことへの対応など、改正が必要なものがある。

イ 基本的な考え方

法令改正等に伴う所要の改正を行う。

4 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------|------------------------------------------------------|
| 平成31年4月 | 基本的な考え方について、県民意見募集
（パブリックコメント）の実施 |
| 8月 | 環境審議会で条例改正素案について審議 |
| 9月以降 | 環境農政常任委員会に条例改正素案を報告
環境審議会から条例改正について答申
条例改正案を提出 |

《参考資料4》

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正の基本的な考え方に係る資料

IX 「かながわプラごみゼロ宣言」に係る取組について

平成30年9月4日に発表した「かながわプラごみゼロ宣言」に係る取組について報告する。

1 取組状況

(1) 企業、市町村等との連携

ア 企業等

企業、団体及び学校との連携を促進し、プラごみゼロに向けた取組の輪を広めるために、「かながわプラごみゼロ宣言」に賛同し、具体的な行動に取り組む企業等を募集した。(1月末現在 賛同団体数94)

イ 県内市町村

「かながわプラごみゼロ宣言」への賛同を依頼するとともに、同宣言に係る取組や今後の連携方策について意見交換を行った。

ウ 国

環境省が海洋プラスチックごみの削減に向けて、国、企業・業界団体、NGO・NPO及び地方公共団体と連携を強化するために立ち上げた「プラスチック・スマート」キャンペーン及びフォーラムに登録し、国や関係団体との情報共有を図った。

(2) イベント等での普及啓発

ア 「かながわプラごみゼロ宣言」 in 鎌倉フォーラム (11月2日)

県と鎌倉市が共催で実施し、トークセッション「『プラごみゼロ宣言』からSDGsを考える」や講演「プラスチックごみ問題の現状」を行った。

イ その他

啓発グッズ(チラシ、缶バッジ)、ポスター及びのぼり旗を作成し、次のイベントにおいて配布、掲示した。

- ・ 2018小田急・江ノ電クリーンキャンペーン(9月22日)
- ・ 神奈川再発見!フェア(イオンスタイル座間店:10月27日、28日)
- ・ 横浜保育福祉専門学校文化祭(10月27日)
- ・ かながわ環境ポスター・標語コンクール表彰式(11月24日)
- ・ 県西地域かながわSDGsフォーラム(11月25日)

など

(3) 「マイエコ10（てん）宣言 プラごみゼロ宣言バージョン」の登録推進

「かながわプラごみゼロ宣言」に関する16の行動メニューの中から、県民が自分自身で主体的に取り組む10の行動を選んで宣言し、実践する「マイエコ10（てん）宣言 プラごみゼロ宣言バージョン」の登録を推進するため、ホームページやイベント等で呼びかけを行った。

(4) 県庁内の取組

- ・ 買物や昼食購入時においてマイバッグ持参によるレジ袋辞退を周知した。
- ・ 庁舎内の弁当販売においてレジ袋の配布を廃止した（12月3日から）。
- ・ 「神奈川県環境にやさしいイベント基本方針」を改正（1月16日）し、県主催のイベントにおいて、ストローや食器など投棄される可能性があるプラスチック製品の使用をできる限り控えることなどに取り組むこととした。

(5) 産官学連携チームによる事業の検討

県、市の若手職員、県内大学生及び廃棄物関係団体職員などで構成した検討チームにより、「かながわプラごみゼロ宣言」に係る取組の推進に向けた企業連携や普及啓発等の方策を検討している（10月31日から）。

2 今後の取組

- (1) 賛同企業等の拡大及び連携の強化
- (2) くじらマイバッグによる普及啓発の強化
- (3) 産官学連携チームの検討結果を踏まえ、平成31年度事業の検討

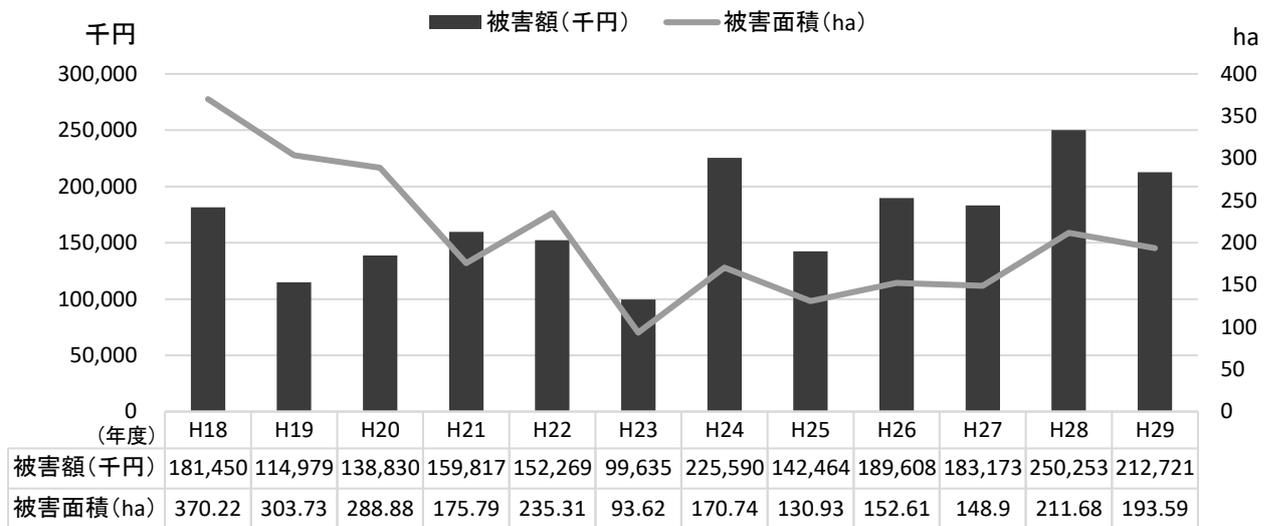
X 鳥獣被害対策の取組について

県では、鳥獣被害対策に取り組んできたが、県内の農作物被害額は、増加傾向にある。

そのため、平成29年度に「かながわ鳥獣被害対策支援センター」を設置するなど鳥獣被害対策を強化していることから、平成30年度の主な取組状況等について報告する。

1 これまでの取組状況

(1) 県内の農作物被害額等の推移



(2) 県内の鳥獣捕獲数の推移

鳥獣被害をもたらす主な鳥獣の捕獲数は増加傾向にある。

区分 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29(速報)
ニホンジカ	1,627頭	2,083頭	2,049頭	2,143頭	2,297頭	2,851頭	2,780頭
ニホンザル	56頭	114頭	74頭	173頭	108頭	139頭	200頭
イノシシ	1,033頭	1,625頭	981頭	1,578頭	1,520頭	2,603頭	2,196頭

2 平成30年度の取組

(1) ニホンジカ対策について

平成29年3月に策定した「第4次神奈川県ニホンジカ管理計画」に基づき、対策を推進する。

<主な取組>

平成30年度事業実施計画を平成30年7月に策定し、シカの生息や植生の状況に応じた個体数調整を進めている。丹沢山地の山稜部に加え、定着防止区域である箱根山地においても、県による管理捕獲を強化す

るとともに、市町等においても捕獲が進んでいる。

(2) ニホンザル対策について

平成29年3月に策定した「第4次神奈川県ニホンザル管理計画」に基づき、対策を推進する。

<主な取組>

平成30年度事業実施計画を平成30年5月に策定し、群れごとの目標等を定めた。市街地を中心に生息する管理困難な群れや、生息エリアが重複する群れについては、群れの除去に向けた捕獲を行っている。
GPSを用いた効果的な追い上げなど、市町村等への技術的支援に努めながら対策を進めている。

(3) イノシシ対策について

イノシシによる農作物被害の軽減や生息分布の拡大を防止するため、新たに「神奈川県イノシシ管理計画」を策定し、生息分布拡大を抑制するための捕獲など対策を強化する。

<主な取組>

平成30年10月に策定した管理計画に基づき、イノシシに係る「地域ぐるみの対策」を支援するとともに、県としても、国の指定管理鳥獣捕獲等事業費交付金を活用して、イノシシの生息分布域拡大を防止するため、囲いわな等による捕獲やICTを用いた試行的な捕獲に取り組んでいる。

(4) かながわ鳥獣被害対策支援センターの取組について

鳥獣被害対策は、集落環境整備、防護対策及び捕獲の3つの基本対策を、地域が一体となって取り組む「地域ぐるみの対策」が効果的である。

こうした取組を広げていくため、地域県政総合センター単位で実施していた支援を集約して、高い専門性を持つ「かながわ鳥獣被害対策支援センター」を平成29年度に設置した。

平成30年度は引き続き、市町村や関係機関と連携して効果的な対策の提案、技術支援、効果検証などの支援を行っている。

ア 設置場所

平塚市西八幡1-3-1 平塚合同庁舎別館

イ 体制

10名（常勤6名、非常勤4名）

- ・常勤 リーダー（事務）1名、鳥獣被害対策支援マネージャー1名
- 主査（農業）2名、主査（林業）1名、主任主事（事務）1名

- ・非常勤（4分の3） 鳥獣被害対策専門員 4名
 - ※地域県政総合センター単位に地域別担当者を定めている。
 - ※機動力：ワゴン1台、ライトバン1台、軽トラック2台

ウ 業務内容

(ア) 「地域ぐるみの対策」支援

- ・鳥獣の出没及び被害等の状況把握、対策への合意形成の支援
- ・重点取組計画策定支援、対策の実施、効果検証

(イ) 個別対策の技術支援

- ・ニホンザルの管理に係る専門的な技術支援
- ・指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等事業の実施
- ・個別対策に係る相談への助言、わなのかけ方など技術的指導

(ウ) 人材育成

- ・地域リーダー育成、市町村職員等への研修

エ 「地域ぐるみの対策」の立ち上げ支援

市町村や地域住民等が一体となって取り組む「地域ぐるみの対策」を普及していくため、平成29年度に「重点取組地区」を6地区選定し、「地域ぐるみの対策」の立ち上げ支援を行ったところ、鳥獣対策の3つの基本対策である集落環境整備、防護対策及び捕獲に対する地域での共通理解が深まり、取組の体制が構築された。

平成30年度は、新たに5地区を追加選定し、平成29年度選定地区と合わせて11地区で取組を進めている。

(ア) 重点取組地区の選定

<選定の視点>

次の視点で今年度の重点取組地区を選定した。

- a 鳥獣種及び地域的に地域ぐるみの対策の空白域となっている。
- b 鳥獣による人身被害が懸念されるなど、緊急に解決すべき問題がある。
- c 侵略的な外来生物等の被害の初期段階にある。
- d 他施策との連携により対策の相乗効果が期待できる。

<選定地区>

◆ 平成30年度～【5地区】

項番	地区名	主な対象鳥獣	地域事情と主な取組状況 【平成31年2月25日現在】	選定の 視点
1	横須賀市 東浦賀町 2丁目地区	サギ	サギ営巣地の社寺林と餌場になっている生簀(いけす)が近接し、社寺林に隣接する住宅地で糞被害が増加している。 住民、社寺林の所有者、生簀を営む漁業者等による地域ぐるみの対策が期待できる。 現在、サギの生息状況や社寺林の植生環境の調査を終え、12/1に地域住民との勉強会を行った。	a、b
2	愛川町 田代(平山) 地区	イノシシ	イノシシによる住宅周辺の掘り起こしや人前への出没による脅威などの生活被害が深刻化している。農家以外の住民に対策の必要性を意識づけ、地域ぐるみの対策への参加を促すことが必要である。 現在、ドローンによる集落環境調査等を終え、随時勉強会を行うとともに、自動撮影カメラによる監視を実施している。 また、自治会回覧によりイノシシに対する注意喚起を行うとともに、対策として、 <u>1/25に広域防護柵の補修を行い、新たに箱わなによる捕獲を進めている。</u>	a、b
3	藤沢市 葛原地区	ノウサギ等	ノウサギなど中小型動物による在来大豆等への被害が発生している。在来大豆の栽培に取り組む団体を中心にした地域ぐるみの対策が期待できる。 これまでに、ドローンによる集落環境調査等を終え、随時勉強会を行った。 また、対策として、7/24から8/28まで「展示ほ」※(電気柵)を設置したところ、被害防止が図られた。 また、5/22～12/14まで自動撮影カメラでの監視を行いながら、被害状況などの確認を行った。	a、b、d
4	大磯町 生沢・寺坂 地区	イノシシ ハクビシン等	多様な作物が栽培され、イノシシなど多種類の鳥獣による被害が発生している。 H30年度に町がJAとともに対策を支援する計画があり、連携して総合的対策を行うことで高い効果が期待できる。 現在、ドローンによる集落環境調査等を終え、随時勉強会を行うとともに、自動撮影カメラによる監視を実施している。 また、対策として8/27に「展示ほ」(電気柵)を設置、9/2に電気柵の点検などを、9/3に電気柵設置や果樹等の伐採を行うとともに、町が猟友会に委託して箱わなによるイノシシ捕獲を行っている。加えて、11/3、4に地域の文化祭において、取組状況などの展示及び資料配布を行った。 <u>さらに、自治会回覧による情報提供のほか、1/12に鳥獣被害に強い果樹剪定方法の講習会を行うとともに、2/3～5に電気柵の設置や竹林、ヤブの整備、果樹の剪定、伐採を行った。</u>	a、b、c、d

項番	地区名	主な対象鳥獣	地域事情と主な取組状況 【平成31年2月25日現在】	選定の視点
5	湯河原町 鍛冶屋・城堀 ・宮下地区	イノシシ サル	ミカン等が栽培されており、イノシシによる被害の急増が懸念され、また、サルによる恒常的な被害が発生している。営農団体を中心にモデル的な対策を行うことで、近隣地域への波及が期待できる。 現在、ドローンによる集落環境調査等を終え、随時勉強会を行なっている。 また、対策として、10/4に電気柵・わな捕獲・追い払いに関する講習を、1/21～23、1/28～30、2/18～20にGPSを用いたサル管理技術の試行としてサルの追い上げを実施し、2/25にサルの追い上げとイノシシ防護柵設置の研修を行った。	a、b

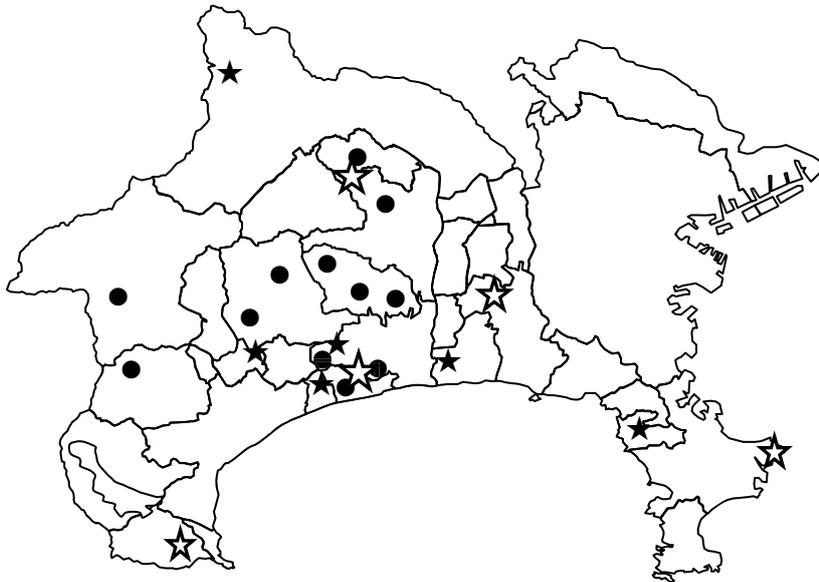
※「展示ほ」：実際の農地に電気柵等の侵入防止技術などを展示し、その効果を実証するためのほ場

◆ 平成29年度～【6地区】

各地区とも取組の体制が構築され、次のような取組が行われている。平成30年度は、集落環境整備、防護対策、捕獲など地域の自主的な取組状況を把握して、ヤブ刈りの手法や防護柵の設置計画、捕獲わなの運用といった、技術面でのフォローアップを行っている。

項番	地区名	主な対象鳥獣	主な取組状況	選定の視点
1	葉山町 二子山 地区	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・センサーカメラによる監視 ・ヤブ刈りの実施 ・防護柵の設置 ・イノシシ対策講習会の開催 	a、b
2	相模原市 緑区 名倉地区	イノシシ シカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ドローンによる集落環境調査を試行 ・電気柵設置講習、わな捕獲講習の開催 ・センサーカメラによる監視 ・雑草抑制シートの施工 ・箱わな等による捕獲の実施 	a、d
3	平塚市 土沢地区	イノシシ シカ	<ul style="list-style-type: none"> ・センサーカメラによる監視 ・電気柵講習会の開催 ・ヤブ刈りの実施 ・広域防護柵の設置 ・「展示ほ」の設置 ・箱わなによる捕獲の実施 	a、d
4	茅ヶ崎市 萩園地区	アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・センサーカメラによる監視 ・従来の箱わなに加え、巣箱型わなによる捕獲の実施 	a、c
5	二宮町 一色地区	イノシシ シカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤブ刈りの実施 ・電気柵講習会の開催 ・箱わなによる捕獲の実施 	a、d
6	大井町 高尾地区	イノシシ シカ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・センサーカメラによる監視 ・「展示ほ」の設置 ・箱わな等による捕獲の実施 	a、d

【参考】地域ぐるみの鳥獣被害対策の支援状況



凡例

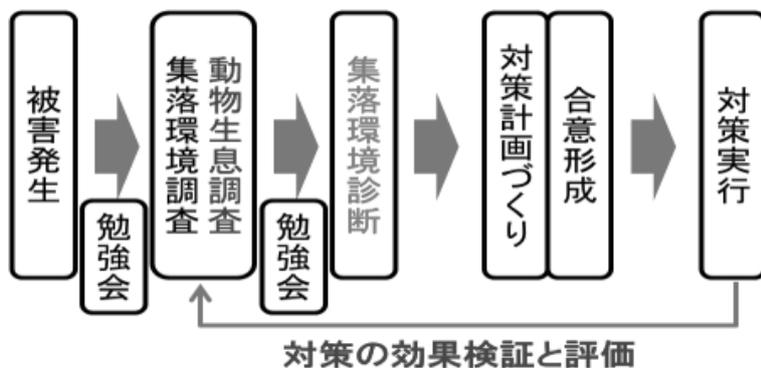
- : 平成 24～28 年度に取組支援を行った地域
- ★ : 平成 29 年度～ 重点取組地区
- ☆ : 平成 30 年度～ 重点取組地区

(イ) 重点取組地区の対策の進め方

被害が発生している地域の現状を把握し、必要な対策について合意形成を図りながら計画を作成し、実行する。そして、対策の効果検証と評価を行いながら、地域の自立を促す。

また、「地域ぐるみの対策」の普及を図るため、重点取組地区の対策の効果を広く周知するとともに、他の地域の住民が参加できる現場での被害対策技術講習会を開催する。

対策実行の手順



※耕作地単位の被害箇所数の変化等により具体的な効果を把握



集落環境診断
(平成 30 年 6 月 3 日 大磯町生沢地区)

オ ニホンザルに係る専門的な技術的支援

第4次管理計画に基づく各年度の事業実施計画の策定と事業実施に当たり、モニタリングや効果的な事業実施に向けた技術的支援を行う。

(ア) ニホンザルの効果的な追い上げの試行

G P S首輪による効果的な位置情報の把握など、新たなI C T技術を活用した追い上げを試行している。

<スケジュール>

平成30年10月～平成31年3月

G P Sを用いたサルの管理技術の試行に係る委託業務の実施

(イ) ニホンザルのモニタリングの実施

群れごとに発信器を装着し、個体数及び行動域などの生息状況調査を実施している。

<スケジュール>

平成30年8月～平成31年3月

ニホンザル生息状況調査委託業務の実施

(ウ) 捕獲したニホンザルの個体分析

捕獲した個体の性・年齢から、捕獲が的確に行われていることを検証するとともに、繁殖状況や栄養状態をモニタリングしており、得られたデータを次年度の計画に活用する。

<スケジュール>

平成30年7月～平成31年3月

ニホンザル捕獲個体分析委託業務の実施

カ 指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等事業の実施

近年、生息分布が拡大し、生活被害・人身被害の急増が懸念されている横須賀三浦地域において、平成30年10月に策定した神奈川県イノシシ管理計画に基づき、県による捕獲を実施する。

(ア) 生息分布域拡大防止のための捕獲

イノシシの定着を解消するため、箱わな及び群れごと捕獲する囲いわなによる捕獲を実施している。

<スケジュール>

平成30年12月～平成31年3月

イノシシ捕獲委託業務の実施

<実施場所>

葉山町内

(イ) ICTを用いた捕獲技術の現地検証

多数のくくりわなを一括で遠隔監視するシステムを試行運用し、わなの見回り負担軽減の効果を検証している。

<スケジュール>

平成30年12月～平成31年3月

ICTを活用したイノシシ捕獲の試行委託業務の実施

<実施場所>

横須賀市内、逗子市内、葉山町内

キ かながわ鳥獣被害対策アドバイザー制度の実施

J A神奈川県中央会と連携して、各地域の営農指導員など農協職員を対象に1年を通じて6回程度の実務研修を行い、農家が気軽に相談できる身近なアドバイザーとして必要な知識、技術の習得を行う。

<内容>

(ア) 座学研修：関連法規と農業被害を及ぼす野生鳥獣の生態等

(イ) 実技研修：集落環境調査、被害の見分け方、藪刈作業、残さの処理、簡易柵の設置等

(ウ) 事例紹介研修

<開催実績等>

6月6日 第1回研修会（座学研修） 13名

7月26日 第2回研修会（実技研修） 13名

9月19日 第3回研修会（実技研修） 12名

12月6日 第4回研修会（実技研修） 11名

1月24日 第5回研修会（実技研修） 10名

2月22日 第6回研修会（ケーススタディ）

修了証授与 13名

XI 森林環境税及び森林環境譲与税の創設に伴う対応について

森林環境税及び森林環境譲与税を創設することが、平成30年度税制改正大綱に盛り込まれたことを受け、新たな税の概要と県の対応の方向性について、平成30年6月の当常任委員会において報告した。このたび、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案」が現在開会中の第198回通常国会に提出されたことから、その概要と市町村の検討状況等について報告する。

1 「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案」の概要等

森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

(1) 森林環境税

ア 納税義務者は国内に住所を有する個人とし、国税として課する。
税額は年1,000円とする。

イ 賦課徴収は市町村が個人住民税と併せて行い、都道府県を經由して
税収の全額を国に払い込む。

ウ 森林環境税の賦課徴収は平成36年からとする。

(2) 森林環境譲与税

ア 森林環境税の収入額に相当する額を森林環境譲与税として、市町村
及び都道府県に譲与する。

イ 譲与基準

譲与先	譲与割合	譲与基準
市町村	総額の9割	50%：私有林人工林面積（林野率による補正あり） 20%：林業就業者数 30%：人口
都道府県	総額の1割	市町村と同じ

ウ 譲与時期

森林環境譲与税の譲与は平成31年度から行い、毎年度9月及び3月の2回に分けて譲与する。

エ 使途

市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の整備に関する施策 ・ 森林整備を担う人材の育成・確保、普及啓発や木材利用の促進その他森林整備の促進に関する施策
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が実施する施策の支援に関する施策 ・ 市町村が実施する森林整備の円滑な実施に資するための施策 ・ 森林整備を担う人材の育成・確保、普及啓発や木材利用の促進その他森林整備の促進に関する施策

オ 公表

決算を議会の認定に付したときは、森林環境譲与税の使途をインターネット等により公表する。

カ 経過措置

- ・ 平成35年度までの譲与財源は、交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応する。
- ・ 借入金の償還は、後年度の森林環境税の税収の一部をもって行う。
- ・ 都道府県への譲与割合は当初2割とし、段階的に1割に移行する。

(3) 本県への譲与額（試算）

森林環境譲与税は、市町村の体制整備の状況を踏まえ、段階的に増額され、本県への譲与額の試算は次のとおり。

	平成31年度 (譲与開始年度)		平成45年度 (経過措置終了後)
市 町 村	3億8,940万円	⇒	13億1,423万円
神奈川県	9,735万円		1億4,603万円

※本試算は、総務省から提示されたデータにより、本県において試算。

2 市町村の検討状況について

(1) 県と市町村との調整状況

森林環境税の趣旨に沿った事業の実施及び、本県の独自課税である水源環境保全税との効果的な組合せにより、県内すべての森林の保全・再生を図るため、これまで、数回にわたり会議等を開催し、森林環境譲与税の使途等について、市町村と丁寧な調整を進めてきた。

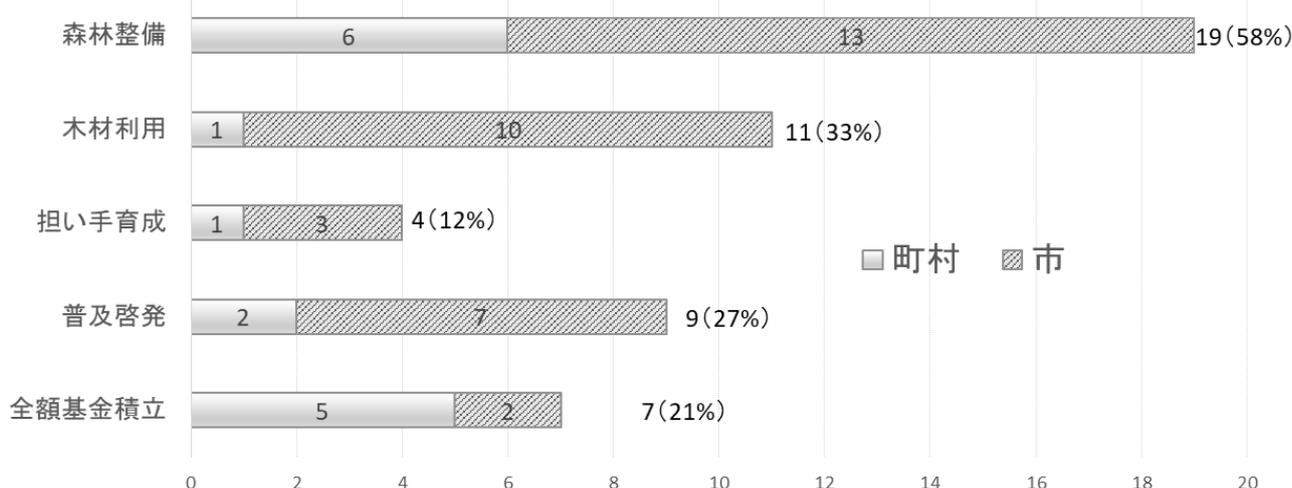
日付	会議等名称	内 容
H30.1.17	県・市町村等担当部課長会議(第1回)	国の森林環境税等の概要と今後の調整の進め方を説明
H30.5.10	県・市町村等担当部課長会議(第2回)	県の取組方針や支援策の考え方にかかる説明と市町村における具体的な取組事業について検討依頼
H30.5.14 H30.5.28	市長会議及び町村長会議	税の概要やスケジュールの説明と協力の働きかけ
H30.5.22～ H30.6.6	市町村との個別打合せ会	各市町村の検討状況の聞き取りと相談対応及び県への要望
H30.7.25	県・市町村等担当部課長会議(第3回)	林野庁職員が出席し、市町村からの質疑応答を実施
H30.8.22	現地研修	市町村担当職員を対象とした木材利用の取組事例の現地視察及び意見交換
H30.8.31	検討状況調査(国調査1回目)のとりまとめ	各市町村の税の用途にかかる検討状況の調査とりまとめ
H30.11.9 H30.11.16	町村長会議及び都市副市長会議	各市町村の検討状況やスケジュールの説明と、用途の更なる精査への働きかけ
H30.11.30	検討状況調査(国調査2回目)のとりまとめ	各市町村の税の用途にかかる検討状況の調査とりまとめ
H31.2.1	県・市町村等担当部課長会議(第4回)	平成30年11月末の用途調査結果を踏まえた調整と関係団体との情報共有

(2) 市町村の用途の検討状況

平成30年11月末に取りまとめた検討状況調査結果は次のとおり。

- ・ 各市町村とも、森林環境譲与税の用途に合致している。
- ・ 各市町村とも、水源環境保全税の用途との重複はない。
- ・ 譲与税が始まる平成31年度からの事業開始を検討している市町村は全体の79%にあたる26市町村である。
- ・ 7市町村は、将来取り組む事業を定めた上で（木材利用：5、森林整備：2）、全額基金に積み立てる。

市町村における用途の検討状況（平成30年11月末現在）



※パーセントは県内市町村数を分母として算出。

※市町村数は延べ数（複数の施策に取り組む市町村があるため、合計は33とはならない。）

3 県の対応（予定）について

(1) 県の使途（支援）

ア 市町村には専門的な職員が配置されていないことから、「技術的助言」や「市町村が事業に取り組みやすい環境の整備」などの支援策を講ずることとし、その経費については6月補正予算で対応する予定。

イ 森林・林業関係の各団体と調整し、市町村をサポートする仕組みを構築する。

(2) 基金条例の制定

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に規定する施策を推進するのに必要な資金を積み立てるとともに、税の使途を明確にするため、一般会計に基金を設置することとし、条例案を平成31年第2回定例会に提出する。

XII 神奈川県都市農業推進条例の改正素案に係る審議会意見について

神奈川県都市農業推進条例（以下「条例」という。）の改正素案について、平成30年12月の当常任委員会に報告した。その後、第32回神奈川県都市農業推進審議会（以下「審議会」という。）で審議したので、その概要を報告する。

1 審議会の概要

- (1) 開催期日
平成30年12月19日（水曜日）
- (2) 開催場所
農業技術センター
- (3) 審議事項
条例の改正素案について

2 審議会における主な意見

- ・ 「特に保全すべき農地」という言葉は、それに含まれる農地の制度運用が厳しくなるという誤解を生んでしまう可能性がある。
- ・ 「特に保全すべき農地」は、言葉が強く、それ以外は保全すべきでないと感じられる可能性もあるのではないか。
- ・ 前回までは、県全域の農業を対象としている中で、「特に保全すべき農地」として上乗せをするイメージで違和感はなかった。
- ・ 農地を残せるよう効果のある政策を検討してほしい。
- ・ 農家が営農を持続して農地が保全されるような方向で考えてもらいたい。

3 今後の対応

審議会等の意見を踏まえ、条例改正について引き続き検討する。

XII かながわ里地里山保全等促進指針の改定案について

県では、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、「かながわ里地里山保全等促進指針」（以下「指針」という。）を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

平成26年3月の前回改定から4年が経過し、里地里山を取り巻く環境が変化していることから、指針の改定に取り組んでおり、平成30年9月の当常任委員会に改定素案を報告した。このたび、改定素案に対する県民意見募集等の結果を踏まえて、改定案を取りまとめたので報告する。

1 改定の趣旨

これまでの実績や課題等を踏まえ、里地里山の保全等の活動の継続性や、県民の理解のより一層の促進を重視して、今後の施策の方向性を見直し、引き続き条例の目標達成に向けて施策を実施していくために指針を改定する。

2 県民意見募集の結果

(1) 実施期間

平成30年10月29日～11月27日

(2) 意見募集の周知

ア 県政記者クラブへの情報提供

イ 県の窓口への配架

県政情報センター、各地域県政情報コーナー、農地課等

ウ 県のホームページによる情報提供

エ 市町村及び活動団体への説明会と意見照会

(3) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 2件（県民 1件、市町村 1件）

イ 意見の内訳

内 訳	件数
(ア) 指針の趣旨と役割について	0件
(イ) 取組実績と課題について	1件
(ウ) かながわの里地里山のめざす姿と施策の方向について	1件
(エ) その他里地里山の保全等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について	0件
(オ) その他	0件
計	2件

ウ 意見の反映状況

内 訳	件数
(ア) 改定案に反映する意見（一部反映含む）	0件
(イ) 意見の趣旨が既に素案に反映されている意見	1件
(ウ) 今後の参考とする意見	0件
(エ) 改定案に反映できない意見	0件
(オ) その他（質問、感想等）	1件
計	2件

エ 寄せられた意見

- (ア) 意見の趣旨が既に素案に反映されている意見
- ・ 既存の地域・認定団体の継続も危ぶまれており、実際に、催し物の開催を減少させようとしている認定団体がある中で、それらの対応方針も載せるべきではないか。
- (イ) その他（質問、感想等）
- ・ 保全等の活動がもたらす多様な効果を示す図が示されているが、全てを活動団体がボランティアでやることは出来ない。例えば、県土の保全は行政がやるべきだし、鳥獣被害対策は農業生産組合などがやるべきであり、一団体にこなせるものではない。

3 神奈川県里地里山保全協議会における意見

- ・ 重点的に取り組む事項で「観光」という表現を用いているが、「交流促進」とした方が、実際に取り組もうとしている内容に即している。
- ・ 保全等の活動がもたらす多様な効果を示す図について、「教育」で「子ども達」としているが、大学生等も対象となるため「青少年」とした方がよい。

4 素案からの主な変更箇所

頁	変更箇所	改定案（新）	改定素案（旧）
13	重点的に取り組む事項	・ <u>交流促進</u> ・ 里地里山の地域資源を活用した <u>交流の促進</u>	・ <u>観光</u> ・ 里地里山の地域資源を活用した <u>観光の推進</u>
16	教育	・ <u>青少年</u> の自然体験や農文化体験	・ <u>子ども達</u> の自然体験や農文化体験

5 今後のスケジュール（予定）

平成31年3月 指針改定・公表

《参考資料5》

かながわ里地里山保全等促進指針（改定案）